

◎携帯電話等高度化委員会が承継する旧委員会のこれまでの審議状況について

1. 携帯電話等周波数有効利用方策委員会（#1～51）の審議経過

（1）諮問

諮問年月日	諮問番号	件名
電気通信技術審議会（～H12. 12）⇒【付議事項の引継ぎ】⇒情報通信審議会 情報通信技術分科会（H13. 1～）		
H7. 7. 24	技 81	「携帯電話等の周波数有効利用方策」

（2）一部答申

答申年月日	件名	審議経過
電気通信技術審議会（～H12. 12）		
H8. 4. 22	「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち 「2000 年までの携帯電話等の周波数有効利用方策」	H7. 8. 4（#1） H8. 1. 10（#2） H8. 4. 10（#3）
H8. 11. 25	「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち 「デジタル方式携帯・自動車電話へのパケット通信技術の導入」	H8. 10. 1（#4）
H9. 2. 24	「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち 「携帯・自動車電話の需要予測及び周波数利用効率の見直し」及び 「CDMA 方式携帯・自動車電話システムの技術的条件」	H8. 10. 1（#4） H9. 2. 18（#5）
H12. 10. 23	「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち 「携帯・自動車電話の需要予測及び周波数利用効率の見直し」及び「800MHz 帯 CDMA 方式携帯電話システム の周波数有効利用方策及び高度化のための無線設備の技術的条件」	H12. 7. 19（#7） H12. 10. 10（#8）
情報通信審議会 情報通信技術分科会（H13. 1～）		

H13. 11. 26	「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち 「CDMA 高速データ携帯無線通信システムに関する技術的条件」 【(注1) #9～12 は「次世代移動通信方式委員会」との合同委員会 (#1～4) として審議】	H13. 5. 28 (#9) H13. 8. 28 (#10) H13. 9. 26 (#11) H13. 11. 15 (#12)
H15. 6. 25	「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち 「800MHz 帯における移動業務用周波数の有効利用のための技術的条件」	H14. 8. 30 (#13) H15. 1. 23 (#14) H15. 6. 19 (#15)
H16. 5. 24	「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち 「第3世代移動通信システム (IMT-2000) の高度化方策」	H15. 11. 28 (#16) H16. 2. 19 (#17) H16. 4. 27 (#18)
H17. 5. 30	「携帯電話等周波数有効利用方策」のうち 「2GHz 帯における IMT-2000 (TDD 方式) の技術的条件」及び 「1.7GHz 帯における IMT-2000 (FDD 方式) の技術的条件」	H15. 11. 28 (#16) H16. 2. 19 (#17) H16. 4. 27 (#18) H16. 9. 9 (#19) H17. 4. 5 (#20) H17. 5. 19 (#21)
H18. 12. 21	「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち 「1.5GHz 帯の周波数有効利用のための技術的条件」	H18. 3. 30 (#22) H18. 12. 14 (#23)
H19. 7. 26	「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち 「携帯電話用及び PHS 用小電力レピータの技術的条件」	H19. 2. 6 (#24) H19. 6. 26 (#25) H19. 7. 19 (#26)
H20. 7. 29	「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち 「2GHz 帯における TDD 方式を活用した移動通信システムの技術的条件」	H20. 1. 5 (#27) H20. 2. 25 (#28) H20. 4. 21 (#29) H20. 5. 29 (#30) H20. 7. 23 (#31)

H20. 12. 11	「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち 「第3世代移動通信システム（IMT-2000）の高度化のための技術的方策」	H20. 4. 21 (#29) H20. 5. 29 (#30) H20. 7. 23 (#31) H20. 10. 27 (#32) H20. 12. 8 (#33)
H21. 12. 18	「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち 「CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化に係る技術的条件」	H21. 8. 7 (#34) H21. 9. 18 (#35) H21. 10. 29 (#36) H21. 12. 10 (#37)
— (審議中)	「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち 「700/900MHz 帯を使用する移動通信システムの技術的条件」 【(注2) #41～50 は「700/900MHz 帯移動通信システム作業班」との合同会合として審議】	H22. 1. 21 (#38) H22. 3. 11 (#39) H22. 4. 13 (#40) H22. 9. 2 (#41) H22. 9. 15 (#42) H22. 9. 22 (#43) H22. 9. 29 (#44) H22. 10. 6 (#45) H22. 10. 13 (#46) H22. 10. 25 (#47) H22. 11. 2 (#48) H22. 11. 10 (#49) H22. 11. 19 (#50) H22. 12. 22 (#51)

2. 広帯域移動無線アクセスシステム委員会（#1～15）の審議経過

（１）諮問

諮問年月日	諮問番号	件名
情報通信審議会 情報通信技術分科会（H13. 1～）		
H18. 2. 27	2021	「2. 5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」

（２）一部答申

答申年月日	件名	審議経過
情報通信審議会 情報通信技術分科会（H13. 1～）		
H18. 12. 21	「2. 5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち 「20MHz システム及び FWA システムを除く広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」	H18. 3. 18（#1） H18. 6. 5（#2） H18. 11. 14（#3） H18. 12. 12（#4）
H19. 4. 26	「2. 5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち 「高利得 FWA システムの技術的条件」	H19. 1. 19（#5） H19. 3. 1（#6） H19. 3. 26（#7） H19. 4. 23（#8）
H21. 6. 23	「2. 5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち 「小電力レピータの技術的条件」	H20. 12. 15（#9） H21. 1. 30（#10） H21. 5. 11（#11） H21. 6. 16（#12）
H22. 12. 21	「2. 5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち 「FWA システムを除く広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」	H22. 9. 30（#13） H22. 11. 9（#14） H22. 12. 17（#15）

「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち 「700/900MHz 帯を使用する移動通信システムの技術的条件」について

1 審議開始の背景

我が国の携帯電話及びPHSの加入数は1億1,428万加入（平成21年10月末時点）に達し、このうち、携帯電話に占める第3世代移動通信システム（IMT-2000）の割合は95.4%であり、第2世代からの移行が着実に進行してきている。

また、社会・経済活動の高度化・多様化を背景に、インターネット接続や動画像伝送等、携帯電話を利用したデータ通信利用が拡大傾向にあり、より高速・大容量で利便性の高い移動通信システムの導入に期待が寄せられている。

さらに、3.9世代移動通信システムの標準化の進展を踏まえ、世界各国において2010年以降の実用化に向けた事業者等の取組が進められている。

こうした中、我が国においては、平成24年（2012年）7月には、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う空き周波数（700MHz 帯）及び現在第2世代移動通信システム（一部 IMT-2000 を含む。）に使用されている周波数の再編に伴う空き周波数（900MHz 帯）の一部の周波数が移動通信システムに使用可能となる予定である。

このような背景を踏まえ、700/900MHz 帯を有効利用するための周波数配置や他システムとの間の共用条件、地上アナログテレビジョン放送用周波数の跡地利用に伴う制約等を勘案しつつ、700/900MHz 帯を使用する移動通信システムの導入に向けて、必要な技術的条件の検討を開始するものである。

2 審議内容

700/900MHz 帯を使用する移動通信システムの技術的条件

3 審議体制

既存の携帯電話等周波数有効利用方策委員会（主査：服部 武 上智大学工学部教授）にて審議を行う。

4 答申を予定する時期

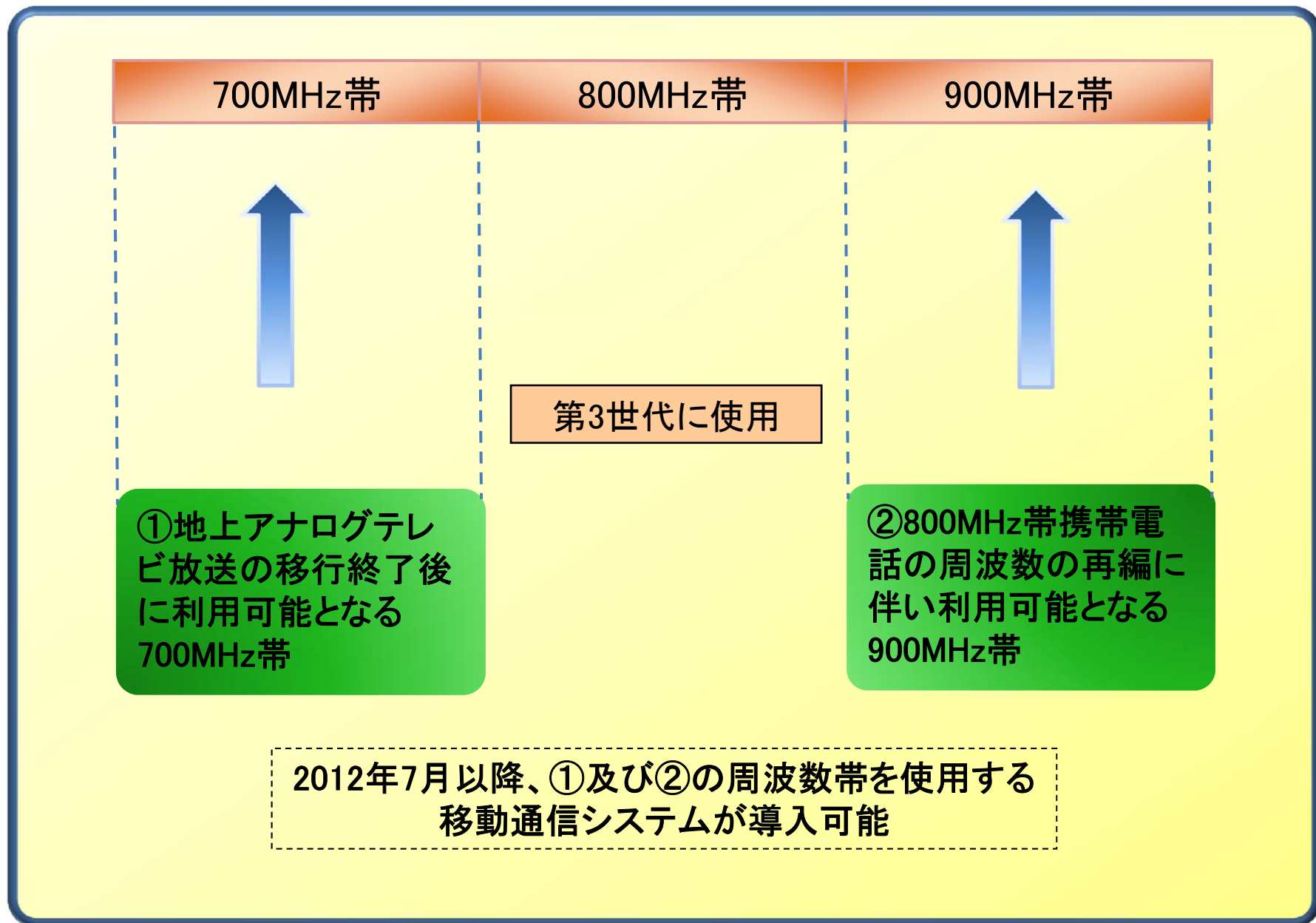
平成 22 年 10 月頃

5 答申が得られたときの行政上の措置

関係省令の改正等に資する。

700/900MHz帯を使用する移動通信システム

9



携帯電話等周波数有効利用方策委員会 運営方針

1 調査事項

携帯電話等周波数有効利用方策委員会（以下「委員会」という。）は、「700/900MHz 帯を使用する移動通信システムの技術的条件」等について、調査を行う。

2 委員会の運営

- (1) 委員会の会議は主査が招集する。
- (2) 主査は、委員会の議事を掌握する。
- (3) 委員会に主査代理を置くことができ、主査がこれを指名する。
- (4) 主査代理は、主査不在の時、その職務を代行する。
- (5) 主査は、委員会の会議を招集するときは、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 主査は、必要があると認める時、委員会に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (7) 委員会においては、主査を中心として、中立的な立場にある専門委員で調査結果をとりまとめ、主査が情報通信審議会 情報通信技術分科会にこれを報告する。
- (8) 主査は、委員会の調査を促進させるため、専門委員及び必要と認める者からなる作業班を設置することができる。
- (9) 作業班は、主査から指名される者により構成される。
- (10) 作業班の主任は、主査が指名する。
- (11) その他、委員会の運営については、主査が認めるところによる。

3 会議の公開等

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主査が非公開とすることを必要と認めた場合

4 事務局

委員会の事務局は、総合通信基盤局電波部移動通信課がこれに当たる。

「FWA システムを除く広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」の審議について

1 検討開始の背景

広帯域移動無線アクセスシステムは、平成 19 年に制度化された後、無線による高速インターネットアクセスに対する利用者ニーズの高まりなどを受け、2 事業者によりサービスが提供されているところ。現在、それぞれの方式の国際標準化を推進する団体において規格の高度化が検討されている。

他方で、本年 12 月には、下り 100Mbps 以上の伝送速度が実現可能な、3.9 世代移動通信システム(LTE)のサービスが始まる見込みであり、移動通信サービスのさらなる高速化に対する期待が高まっている。

このような背景を踏まえ、広帯域移動無線アクセスサービスを提供する事業者からの要望を受け、伝送速度の高速化など通信環境の改善や効率的なエリア展開等を図ることを目的とし、広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に必要な技術的条件の審議を開始するものである。

2 審議事項

「2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち「FWA システムを除く広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」

3 審議体制

既存の広帯域移動無線アクセスシステム委員会（主査：安藤 真 東京工業大学大学院 理工学研究科 教授）において検討を行う。

4 答申を予定する時期

平成 23 年 1 月頃

5 答申後の行政上の措置

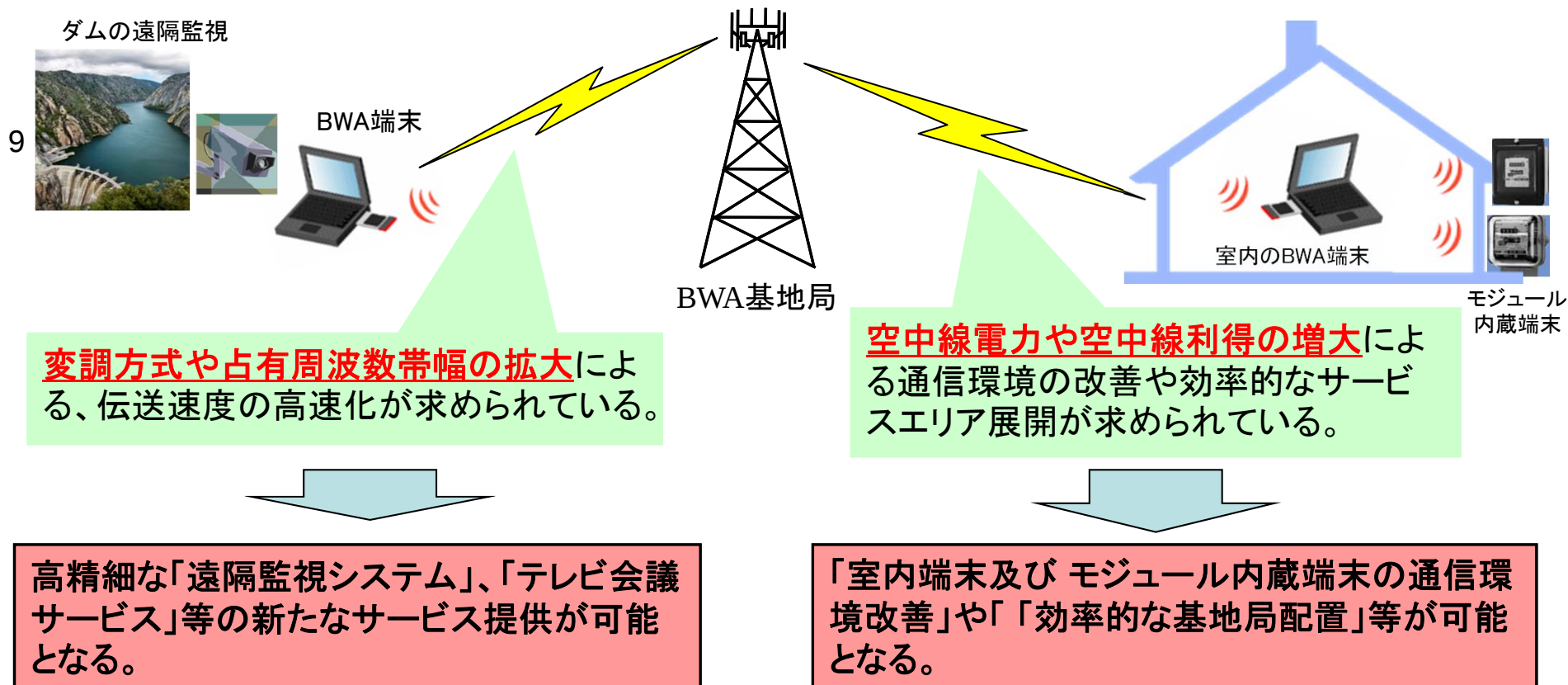
関係省令等の改正に資する。

(参考) 広帯域移動無線アクセスシステムの高度化イメージ

広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)に関し、サービスを提供する事業者から

- 伝送速度の高速化
- 通信環境の改善(室内の通信可能エリアの拡大)
- 効率的なサービスエリアの展開(効率的な基地局配置)

の要望があることから、BWA高度化として、変調方式や占有周波数帯幅の拡大及び空中線電力や空中線利得の増大等に関する検討を行う。



広帯域移動無線アクセスシステム委員会 運営方針

1 調査事項

広帯域移動無線アクセスシステム委員会（以下「委員会」という。）は、「FWAシステムを除く広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」について、調査を行う。

2 委員会の運営

- (1) 委員会の会議は主査が招集する。
- (2) 主査は、委員会の議事を掌握する。
- (3) 委員会に主査代理を置くことができ、主査がこれを指名する。
- (4) 主査代理は、主査不在の時、その職務を代行する。
- (5) 主査は、委員会の会議を招集するときは、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 主査は、必要があると認める時、委員会に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (7) 委員会においては、主査を中心として、中立的な立場で調査結果をとりまとめ、主査が情報通信審議会 情報通信技術分科会にこれを報告する。
- (8) 主査は、委員会の調査を促進させるため、専門委員及び必要と認める者からなる作業班を設置することができる。
- (9) 作業班は、主査から指名される者により構成される。
- (10) 作業班の主任は、主査が指名する。
- (11) その他、委員会の運営については、主査が認めるところによる。

3 会議の公開等

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主査が非公開とすることを必要と認めた場合

4 事務局

委員会の事務局は、総合通信基盤局電波部移動通信課がこれに当たる。